

(その1)

※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。



# 収支報告書 (令和 2 年分)

- (ふりがな) (じゅうみんしゅうとうちばけんだいよんせんきょくしゅ)
- 政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部
  - 主たる事務所の所在地 千葉県船橋市湊町1-2-21 ケジビル201号室
  - 代表者の氏名 木村 哲也
  - 会計責任者の氏名 田草川 勇

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 有
(以下 指定「有」の場合のみ記載)
・公職の種類 (該当する方に○→) (現職・候補者)
・資金管理団体の届出 をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
<input type="checkbox"/> 1年を通じて適用
<input type="checkbox"/> 対象年の途中で適用の異動あり (「異動あり」の場合のみ以下を記入)
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

### 問合せ先

(担当者) 田草川 勇

(電話) 047-433-3088

### 【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、すべての領収書を保管すること。

### 国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体  
 第2号に係る国会議員関係政治団体
- ・公職の候補者の氏名 木村 哲也
  - ・公職の種類 衆議院小選挙区選出議員  
(該当する方に○→) (現職)
  - ・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
  - 1年を通じて適用
  - 対象年の途中で適用の異動あり  
(「異動あり」の場合のみ以下を記入)
- 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

### 注意

- (1) この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
- (2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
- (3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

(下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと)

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
186060			

5/28 K 1

# 収 支 の 状 況

**全団体必要**

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表(その17)及び表(その20)宣誓書は提出しなければならない。

## 1. 収支の総括表

(1) 収入総額 (①+②) .....	0	1	0	十億 百万 千 円	58,159,672
① (前年からの繰越額) .....	0	2	0		29,327,966
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....	0	3	0		28,831,706
(2) 支出総額 (表(その13-1)の合計額) .....	0	4	0		44,935,280
(3) 翌年への繰越額 ((1)-(2)) .....	0	5	0		13,224,392

## 2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、010~050の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費					
金額 A .....	0	6	0	十億 百万 千 円	1,103,000
員数 .....	0	7	0		1,015 <sup>人</sup>

(2) 寄附					
ア 寄附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	十億 百万 千 円 895,000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	9	0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0	12,666,000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0	13,561,000	080~110の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1	3	0		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0	13,561,000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

**全団体必要**

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
				十億	百万	千	円			
			自由民主党本部		2	000	000	R2. 4. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	R2. 5. 26	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	R2. 7. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	R2. 10. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		3	000	000	R2. 12. 8	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部		2	000	000	R2. 12. 23	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部			500	000	R2. 6. 9	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党本部			167	536	R2. 8. 6	東京都千代田区永田町1-11-23	
			自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部			500	000	R2. 12. 8	東京都千代田区永田町1-11-23	
8	0	0	こ の 頁 の 小 計			14	167,536			
9	0	0	合 計			14	167,536			F

(その6)

(6) その他の収入

	摘	要	金	額	収	入	備	考
					年	月	日	
8	0	0	この頁の小計					
8	1	0	1件10万円未満のもの					170
9	0	0	合計					170

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。  
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
			十億 百万 千 円				
		徳田 孝一	240,000		千葉県船橋市丸山4-52-10	会社役員	
			20,000	R2. 1. 7			
			20,000	R2. 2. 6			
			20,000	R2. 3. 6			
			20,000	R2. 4. 7			
			20,000	R2. 5. 8			
			20,000	R2. 6. 8			
			20,000	R2. 7. 7			
			20,000	R2. 8. 6			
			20,000	R2. 9. 8			
			20,000	R2. 10. 6			
			20,000	R2. 11. 6			
			20,000	R2. 12. 8			
		矢部 智之	50,000	R2. 12. 5	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
		矢部 ひとみ	50,000	R2. 12. 5	千葉県船橋市市場3-12-34	司法書士	
8	0	0	この頁の小計				340,000
8	1	0	その他の寄附				0
9	0	0	合計				0

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名		金額	年月日	住所	職業	備考
		十 億 百 万 千 円				
	梶原 優	100,000	R2. 9. 10	千葉県船橋市本町2-10-1	病院理事長	
	横張 正己	12,000	R2. 11. 5	千葉県船橋市新高根6-2-5	会社役員	
	匂崎 登	20,000	R2. 11. 18	千葉県船橋市藤原1-6-19	無職	
	松本 勇治	100,000	R2. 12. 25	千葉県船橋市上山町2-290	会社役員	
	森島 庸吉	300,000	R2. 12. 28	千葉県船橋市西船1-9-6	公認会計士	
800	この頁の小計	532,000				
810	その他の寄附	23,000				※ 下記注意(1)参照。
900	合計	895,000				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	木村建設工業(株)		2,400		000	千葉県船橋市西船4-14-12	木村 本治
			200		000	R2. 1. 20	
			200		000	R2. 2. 20	
			200		000	R2. 3. 23	
			200		000	R2. 4. 20	
			200		000	R2. 5. 20	
			200		000	R2. 6. 22	
			200		000	R2. 7. 20	
			200		000	R2. 8. 20	
			200		000	R2. 9. 23	
			200		000	R2. 10. 20	
			200		000	R2. 11. 20	
			200		000	R2. 12. 21	
	(株)サムシング千葉支店		60		000	R2. 3. 23 千葉県千葉市稲毛区長沼原町213-1	前 俊守
	(株)五葉エンジニアリング		60		000	R2. 10. 20 千葉縣市川市大洲1-12-5	小澤 剛男
8 0 0	この頁の小計		2,520		000		
8 1 0	その他の寄附				0		※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計				0		※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体				
	団体	名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億	百万	千	円				
		木盛会		2,400	000		千葉県船橋市西船4-14-12	糠信 雄司		
				200	000	R2. 1. 20				
				200	000	R2. 2. 20				
				200	000	R2. 3. 23				
				200	000	R2. 4. 20				
				200	000	R2. 5. 20				
				200	000	R2. 6. 22				
				200	000	R2. 7. 20				
				200	000	R2. 8. 20				
				200	000	R2. 9. 23				
				200	000	R2. 10. 20				
				200	000	R2. 11. 20				
				200	000	R2. 12. 21				
		(株)相川スリーエフ		60	000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川 一臣		
				60	000	R2. 1. 20				
8	0	0	この頁の小計	2,460	000	/				
8	1	0	その他の寄附		0				※ 下記注意(2)参照。	
9	0	0	合計		0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
	(株)相川スリーエフ		335,000		千葉県船橋市湊町3-7-8	相川 一臣	
			60,000	R2. 2. 20			
			60,000	R2. 3. 23			
			50,000	R2. 4. 20			
			5,000	R2. 5. 20			
			15,000	R2. 8. 20			
			25,000	R2. 9. 23			
			30,000	R2. 10. 20			
			50,000	R2. 11. 20			
			40,000	R2. 12. 21			
	安達鉄工(株)		220,000		千葉県柏市大島田137	安達 俊治	
			50,000	R2. 1. 20			
			50,000	R2. 2. 20			
			60,000	R2. 3. 23			
			60,000	R2. 8. 20			
8 0 0	この頁の小計		555,000				
8 1 0	その他の寄附		0				※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計		0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	安達鉄工(株)			180,000		千葉県柏市大島田137	安達 俊治
				60,000	R2. 9. 23		
				60,000	R2. 10. 20		
				20,000	R2. 11. 20		
				40,000	R2. 12. 21		
	岩崎電気工事(株)千葉支店			270,000		千葉県船橋市薬園台4-25-14	山下 倫彦
				40,000	R2. 1. 20		
				60,000	R2. 2. 20		
				60,000	R2. 3. 23		
				10,000	R2. 10. 20		
				50,000	R2. 11. 20		
				50,000	R2. 12. 21		
	(有)エスケイエンジニアリング			80,000		千葉県千葉市中央区村田町490-7	斉藤 馨
				50,000	R2. 2. 20		
				30,000	R2. 3. 23		
800	この頁の小計			530,000			
810	その他の寄附			0			※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0			※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	(有)エスケイエンジニアリング			4,000		千葉県千葉市中央区村田町490-7	斉藤 馨
				3,000	R2. 4. 20		
				1,000	R2. 9. 23		
	永代リースシステム(株)			165,000		東京都江戸川区中央4-17-11	大日向 かおる
				60,000	R2. 1. 20		
				50,000	R2. 2. 20		
				20,000	R2. 3. 23		
				5,000	R2. 5. 20		
				30,000	R2. 6. 22		
	(株)小黒組			125,000		東京都江東区亀戸2-17-15	荻谷 功一
				20,000	R2. 4. 20		
				5,000	R2. 5. 20		
				30,000	R2. 6. 22		
				20,000	R2. 7. 20		
				50,000	R2. 8. 20		
8	0	0	この頁の小計	294,000			
8	1	0	その他の寄附	0			→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計	0			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億 百万 千 円				
		(株)小黒組	60,000		東京都江東区亀戸2-17-15	荻谷 功一	
			50,000	R2. 9. 23			
			10,000	R2. 10. 20			
		(株)オムテック	100,000		東京都豊島区西池袋5-26-19	後藤 泰博	
			50,000	R2. 6. 22			
			50,000	R2. 7. 20			
		(有)金親商店	44,000		千葉県船橋市本町2-26-23	金親 功始	
			10,000	R2. 1. 20			
			5,000	R2. 3. 23			
			5,000	R2. 4. 20			
			3,000	R2. 5. 20			
			5,000	R2. 6. 22			
			5,000	R2. 7. 20			
			5,000	R2. 8. 20			
			6,000	R2. 9. 23			
8	0	0	この頁の小計		204,000		
8	1	0	その他の寄附		0		※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計		0		※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十 億	百 万	千	円		
	(有)金親商店			17,000		千葉県船橋市本町2-26-23	金親 功始
				2,000	R2. 10. 20		
				5,000	R2. 11. 20		
				10,000	R2. 12. 21		
	(株)川村左官工業			185,000		千葉県柏市塚崎1019-14	川村 貢
				10,000	R2. 1. 20		
				20,000	R2. 2. 20		
				20,000	R2. 4. 20		
				5,000	R2. 5. 20		
				10,000	R2. 6. 22		
				5,000	R2. 7. 20		
				15,000	R2. 8. 20		
				30,000	R2. 9. 23		
				40,000	R2. 10. 20		
				30,000	R2. 12. 21		
8 0 0	この頁の小計			202,000			
8 1 0	その他の寄附			0			※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計			0			※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称				金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
				十億 百万 千 円				
			吉瀬建設工業(株)	235,000		千葉県船橋市みやぎ台1-1-10	吉瀬 慎介	
				30,000	R2. 4. 20			
				5,000	R2. 5. 20			
				50,000	R2. 6. 22			
				50,000	R2. 7. 20			
				50,000	R2. 8. 20			
				50,000	R2. 9. 23			
			(有)剣持建設	195,000		千葉県船橋市西船3-7-6-808	剣持 浩二	
				50,000	R2. 3. 23			
				5,000	R2. 6. 22			
				50,000	R2. 9. 23			
				30,000	R2. 10. 20			
				30,000	R2. 11. 20			
				30,000	R2. 12. 21			
			(株)タカネザワナイソウ工業	50,000	R2. 12. 21	千葉県柏市十余二287-663	高根沢 純一	
8	0	0	この頁の小計	480,000				
8	1	0	その他の寄附	0				※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計	0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十 億	百 万	千	円		
	(株)サンレー			168,000		千葉県流山市南流山1-3-2	阿部 善信
				60,000	R2. 1. 20		
				50,000	R2. 2. 20		
				50,000	R2. 3. 23		
				5,000	R2. 4. 20		
				3,000	R2. 5. 20		
	(株)進栄			128,000		千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野 茂春
				10,000	R2. 1. 20		
				5,000	R2. 3. 23		
				5,000	R2. 5. 20		
				10,000	R2. 6. 22		
				30,000	R2. 7. 20		
				3,000	R2. 9. 23		
				15,000	R2. 10. 20		
				50,000	R2. 11. 20		
8	0	0	この頁の小計	296,000			
8	1	0	その他の寄附	0			※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計	0			※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			十億 百万 千 円				
		(株)進栄	30,000	R2. 12. 21	千葉県千葉市若葉区桜木2-6-2	浅野 茂春	
		(株)ジャスティス	123,000		千葉県四街道市大日2236-9	松崎 領	
			5,000	R2. 5. 20			
			3,000	R2. 6. 22			
			5,000	R2. 7. 20			
			10,000	R2. 8. 20			
			20,000	R2. 9. 23			
			30,000	R2. 10. 20			
			20,000	R2. 11. 20			
			30,000	R2. 12. 21			
		(株)誠建	81,000		東京都江戸川区篠崎町2-51-21	鳥羽 誠一郎	
			30,000	R2. 1. 20			
			15,000	R2. 3. 23			
			30,000	R2. 8. 20			
			6,000	R2. 9. 23			
8	0	0	この頁の小計				234,000
8	1	0	その他の寄附				0
9	0	0	合計				0

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称				金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
				十 百 千 円				
		(株)誠建	40,000			東京都江戸川区篠崎町2-51-21	鳥羽 誠一郎	
			30,000	R2. 10. 20				
			10,000	R2. 11. 20				
		(株)壮陽電設	440,000			千葉県船橋市西船1-1-17	秋山 壮	
			60,000	R2. 3. 23				
			80,000	R2. 4. 20				
			30,000	R2. 5. 20				
			50,000	R2. 7. 20				
			50,000	R2. 9. 23				
			50,000	R2. 10. 20				
			60,000	R2. 11. 20				
			60,000	R2. 12. 21				
		(有)創装	30,000			千葉県柏市大島田625-27	遠藤 端基	
			20,000	R2. 1. 20				
			10,000	R2. 2. 20				
8	0	0	この頁の小計	510,000				
8	1	0	その他の寄附	0				※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計	0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体							
団体の名称				金額		年月日		主たる事務所の所在地		代表者の氏名		備考	
				十億	百万	千	円						
			(有)創装			147	000			千葉県柏市大島田625-27		遠藤 端基	
						10	000		R2. 3. 23				
						2	000		R2. 5. 20				
						10	000		R2. 8. 20				
						35	000		R2. 9. 23				
						20	000		R2. 10. 20				
						30	000		R2. 11. 20				
						40	000		R2. 12. 21				
			泰明工業(株)			210	000			千葉県千葉市中央区星久喜町886-1		秋山 俊美	
						50	000		R2. 1. 20				
						40	000		R2. 2. 20				
						60	000		R2. 3. 23				
						30	000		R2. 4. 20				
						20	000		R2. 6. 22				
						10	000		R2. 8. 20				
8	0	0	この頁の小計			357	000						
8	1	0	その他の寄附				0					→ ※ 下記注意(2)参照。	
9	0	0	合計				0					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
		十億	百万	千	円			
	泰明工業(株)			30,000	R2.12.21	千葉県千葉市中央区星久喜町886-1	秋山 俊美	
	(有)大謙興業			245,000		千葉県柏市根戸480-19	大塚 友信	
				10,000	R2.2.20			
				20,000	R2.3.23			
				50,000	R2.4.20			
				100,000	R2.5.20			
				60,000	R2.10.20			
				5,000	R2.11.20			
	東武工業(株)			105,000		千葉県船橋市東船橋5-21-14	鶴岡 宣彦	
				30,000	R2.1.20			
				40,000	R2.2.20			
				15,000	R2.3.23			
				20,000	R2.4.20			
	(株)藤吉			10,000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田 吉昭	
				10,000	R2.1.20			
800	この頁の小計			390,000				
810	その他の寄附			0				※ 下記注意(2)参照。
900	合計			0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億 百万 千 円				
	(株)藤吉	120,000		東京都葛飾区奥戸4-14-11	藤田 吉昭	
		15,000	R2. 2. 20			
		10,000	R2. 3. 23			
		5,000	R2. 4. 20			
		20,000	R2. 9. 23			
		20,000	R2. 10. 20			
		20,000	R2. 11. 20			
		30,000	R2. 12. 21			
	(株)なのはなハウジング	125,000		千葉県千葉市稲毛区長沼原町283-3	鈴木 芳郎	
		30,000	R2. 1. 20			
		60,000	R2. 3. 23			
		30,000	R2. 4. 20			
		5,000	R2. 5. 20			
	(株)日東	20,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津 範夫	
		20,000	R2. 3. 23			
8 0 0	この頁の小計	265,000				
8 1 0	その他の寄附	0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計	0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体				
団体の名称				金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考	
				十億	百万	千	円			
			(株)日東			50,000		千葉県千葉市緑区古市場町474-290	阿久津 範夫	
						20,000	R2. 4. 20			
						30,000	R2. 12. 21			
			(株)ニチプレ			60,000		東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階311区-A	大野 一郎	
						10,000	R2. 3. 23			
						50,000	R2. 4. 20			
			(株)野間工務店			190,000		千葉県八千代市八千代台北1-10-7NKビル1F	野間 薫	
						50,000	R2. 1. 20			
						60,000	R2. 2. 20			
						60,000	R2. 3. 23			
						20,000	R2. 4. 20			
			(株)ハマダ			135,000		千葉県木更津市潮見4-14-9	四宮 清志	
						30,000	R2. 9. 23			
						100,000	R2. 10. 20			
						5,000	R2. 11. 20			
8	0	0	この頁の小計			435,000				
8	1	0	その他の寄附			0				※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計			0				※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千	円		
	(株)ハマダ			30,000	R2. 12. 21	千葉県木更津市潮見4-14-9	四宮 清志
	(株)平成建設工業			52,000		千葉県船橋市滝台2-6-13	近藤 勇
				50,000	R2. 4. 20		
				2,000	R2. 5. 20		
	本清鋼材(株)			110,000		松戸市上本郷4564	本清 剛史
				30,000	R2. 4. 20		
				5,000	R2. 5. 20		
				5,000	R2. 6. 22		
				30,000	R2. 7. 20		
				20,000	R2. 8. 20		
				20,000	R2. 9. 23		
	有限会社真建			80,000		千葉県船橋市新高根1-3-6	間野 真樹
				30,000	R2. 10. 20		
				20,000	R2. 11. 20		
				30,000	R2. 12. 21		
8	0	0	この頁の小計	272,000			
8	1	0	その他の寄附	0			→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計	0			→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万				
	(株)水上工務店		130,000		埼玉県朝霞市東弁財2-12-2	水上 政宏	
			25,000	R2. 7. 20			
			50,000	R2. 8. 20			
			15,000	R2. 9. 23			
			30,000	R2. 10. 20			
			10,000	R2. 12. 21			
	宮原建工(株)		92,000		千葉県船橋市南本町1-12	宮原 茂	
			10,000	R2. 1. 20			
			40,000	R2. 9. 23			
			2,000	R2. 10. 20			
			10,000	R2. 11. 20			
			30,000	R2. 12. 21			
	光孝建設(株)		15,000		千葉県千葉市花見川区畑2881	坂本 孝之	
			10,000	R2. 1. 20			
			5,000	R2. 2. 20			
8 0 0	この頁の小計		237,000				
8 1 0	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億 百万 千 円				
	光孝建設(株)	223,000		千葉県千葉市花見川区畑2881	坂本 孝之	
		15,000	R2. 3. 23			
		20,000	R2. 4. 20			
		3,000	R2. 5. 20			
		5,000	R2. 6. 22			
		50,000	R2. 7. 20			
		20,000	R2. 8. 20			
		50,000	R2. 9. 23			
		10,000	R2. 10. 20			
		20,000	R2. 11. 20			
		30,000	R2. 12. 21			
	村上工業(株)	140,000		東京都国立市西2-20-6 フォレスト国立B1F	村上 隆秀	
		30,000	R2. 1. 20			
		50,000	R2. 3. 23			
		60,000	R2. 5. 20			
8 0 0	この頁の小計	363,000				
8 1 0	その他の寄附					※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計					※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十 百 千 円					
	村上工業(株)		10,000	R2. 7. 20	東京都国立市西2-20-6 フォレスト国立B1F	村上 隆秀	
	(株)モリカワ板金		70,000		千葉県野田市下三ヶ尾42	森川 文明	
			20,000	R2. 10. 20			
			20,000	R2. 11. 20			
			30,000	R2. 12. 21			
	(株)ヤマト 千葉支店		110,000		千葉県千葉市中央区末広4-8-4	町田 豊	
			50,000	R2. 11. 20			
			60,000	R2. 12. 21			
	糠信瀝青(株)		85,000		千葉県船橋市藤原6-27-3	糠信 雄司	
			20,000	R2. 1. 20			
			5,000	R2. 5. 20			
			10,000	R2. 7. 20			
			10,000	R2. 10. 20			
			20,000	R2. 11. 20			
			20,000	R2. 12. 21			
8 0 0	この頁の小計		275,000				
8 1 0	その他の寄附		0				→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計		0				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

**政党(支部)用**

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分	法人その他の団体	
団体の名称		金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億 百万 千 円				
	(株)サン中央ホーム	1,000,000	R2.5.11	千葉県船橋市飯山満町3-1535-17	工藤 祐政	
800	この頁の小計	1,000,000				
810	その他の寄附	787,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計	12,666,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目			金 額				備 考
			十 億	百 万	千 円	円	
1	経 常 経 費						
(1)	人 件 費	0 1 0		15	632	574	
(2)	光 熱 水 費	0 2 0			289	676	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	0 3 0		4	252	823	
(4)	事 務 所 費	0 4 0		6	620	896	
小 計 ((1)~(4))			8 0 0	26	795	969	
2	政 治 活 動 費						
(1)	組 織 活 動 費	0 5 0		5	663	009	
(2)	選 挙 関 係 費	0 6 0			5	170	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 ※	0 7 0		11	802	632	
(内 訳)	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0 8 0					※(080)行から(110)行の合計を、 (070)行に記載すること
	イ 宣 伝 事 業 費	0 9 0		11	802	632	
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	1 0 0					
	エ その他の事業費	1 1 0					
(4)	調 査 研 究 費	1 2 0				0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金	1 3 0			668	500	668,500円
(6)	そ の 他 の 経 費	1 4 0					
小 計 ((1)~(6))			8 0 1	18	139	311	うち本部・支部間の交付金合計 668,500 円
合 計			9 0 0	44	935	280	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15-1)及び(その15-2)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15-1)	政治活動費内訳書(その15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要		
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 ※資金管理団体は必要	必要	政治資金パーティーを 開催した場合に必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-1)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	光熱水費		備考
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
	十億	百万	千円				
水道光熱費			22,562	R2. 1. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			17,840	R2. 2. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			20,658	R2. 3. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			17,504	R2. 4. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			17,304	R2. 5. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			19,140	R2. 6. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			21,380	R2. 7. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			28,884	R2. 8. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			40,118	R2. 9. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			37,360	R2. 10. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			23,454	R2. 11. 30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費			23,472	R2. 12. 25	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
水道光熱費							
この頁の小計			289,676				
その他の支出			0				
合計			289,676				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.1.6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			131,837	R2.1.6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.1.6	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
消耗品費			20,916	R2.1.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.2.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			143,934	R2.2.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
パフォーマンスチャージ代金			11,716	R2.2.20	リコージャパン(株)	神奈川県川崎市川崎区日進町1-14	
消耗品費			11,638	R2.2.28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
手帖代			11,560	R2.2.28	おかめ堂	東京都千代田区永田町2-1-2	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.3.2	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			157,897	R2.3.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品費			22,905	R2.3.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
この頁の小計			838,005				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
コピー機リース料金(湊町)	十億	百万	千	円	R2.3.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710		R2.4.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1
ガソリン代			142,340		R2.4.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1
コピー機カウンター料金			13,959		R2.4.27	(株)グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階
消耗品費			27,928		R2.4.28	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F
名刺印刷代			13,200		R2.4.28	(株)パーシモン	東京都世田谷区上用賀5-25-24
コピー機リース料金(湊町)			20,736		R2.4.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710		R2.5.7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1
ガソリン代			127,479		R2.5.7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1
消耗品代			14,124		R2.5.12	株式会社 優生活	兵庫県伊丹市森本8-29
コピー機カウンター料金			23,342		R2.5.27	(株)グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階
outlook契約料、パソコン代			135,322		R2.5.28	(株)カントー	東京都港区芝公園3-5-26
コピー機リース料金(湊町)			20,736		R2.6.1	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル
この頁の小計			749,322				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。

(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.6.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			122,010	R2.6.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.6.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
消耗品費			16,202	R2.6.30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			96,825	R2.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品代			22,990	R2.7.3	マスケアジャパン	富山県富山市太田145-15	
消耗品費			16,323	R2.7.31	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.7.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.8.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			120,410	R2.8.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.8.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			835,808				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1)経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
ガソリン代			142,951	R2.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
HDD、ラミネート機			28,199	R2.9.17	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1	
社用車消耗品代			72,096	R2.9.29	イエローハット西船橋店	船橋市山野町2-1	
消耗品費			18,687	R2.9.30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.9.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			126,690	R2.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
コピー機カウンター料金			18,018	R2.10.27	(株)グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
消耗品代			12,602	R2.10.27	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
消耗品費			11,904	R2.10.30	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4丁目3-18 東京建物室町ビル 7F	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.11.2	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			94,710	R2.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			146,650	R2.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			808,689				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
コピー機カウンター料金			15,147	R2.11.27	(株) グロースライフ	東京都千代田区三崎町3-6-5 6階	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.11.30	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
リース車両費(スズキ・ノア)			52,690	R2.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ガソリン代			160,049	R2.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
消耗品代			13,890	R2.12.28	アスクル	東京都渋谷区道玄坂1-21-1	
この頁の小計			262,512				
その他の支出			758,487				
合計			4,252,823				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
携帯通話料			18,360	R2.1.6	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
電話料金(湊町)			18,607	R2.1.6	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
社用車保険料			12,110	R2.1.27	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
賠償責任保険			25,900	R2.1.31	東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	
スマート名簿利用料			22,000	R2.1.31	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費			42,075	R2.1.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場			13,000	R2.1.31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R2.1.31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2.1.31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
2月家賃			168,300	R2.1.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
コピー機リース料金(湊町)			20,736	R2.1.31	オリックス(株)	東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル	
電話料金(湊町)			19,003	R2.1.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			18,634	R2.1.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
この頁の小計			446,095				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十	百	千				
			円				
社用車保険料			75,000	R2. 2. 26	楽天損害保険株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地住友不動産神田ビル	
社用車保険料			12,110	R2. 2. 26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
スマート名簿利用料			22,000	R2. 2. 28	ファストワークス(株)	東京都文京区小日向4-6-20	
管理費			42,075	R2. 2. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
年末調整費用			11,000	R2. 2. 28	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
西船橋駐車場			13,000	R2. 2. 28	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R2. 2. 28	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2. 2. 28	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
3月家賃			168,300	R2. 2. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
郵便			34,800	R2. 3. 1	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
電話料金(湊町)			18,360	R2. 3. 2	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			21,457	R2. 3. 2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
郵便			34,800	R2. 3. 11	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			520,272				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万				
社用車保険料		千 円	R2.3.26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
郵送代		34,580	R2.3.26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
スマート名簿利用料		22,000	R2.3.31	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費		42,075	R2.3.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
駐車場契約		13,200	R2.3.31	(有)湊栄ハウス	船橋市宮本2-14-17	
西船橋駐車場		13,000	R2.3.31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場		47,000	R2.3.31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場		20,370	R2.3.31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
4月家賃		168,300	R2.3.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
電話料金(湊町)		18,414	R2.3.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料		28,294	R2.3.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
切手代		18,008	R2.4.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
社用車保険料		12,110	R2.4.27	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
この頁の小計		449,461				
その他の支出		0				
合計		0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
スマート名簿利用料			22,000	R2. 4. 28	ファストワークス (株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費			42,075	R2. 4. 28	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
西船橋駐車場			13,000	R2. 4. 28	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			47,000	R2. 4. 28	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2. 4. 28	ミツアオイ (資)	市川市柏井町4-312	
5月家賃			168,300	R2. 4. 28	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
電話料金 (湊町)			18,290	R2. 4. 30	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			28,115	R2. 4. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
郵送代			10,250	R2. 5. 19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代			30,000	R2. 5. 26	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
社用車保険料			12,110	R2. 5. 27	あいおいニッセイ同和損保 (株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
スマート名簿利用料			22,000	R2. 5. 28	ファストワークス (株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費			42,075	R2. 5. 28	ケイ・ジイ開発 (株)	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計			475,585				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万						
西船橋駐車場			千円	13,000	R2.5.28	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			千円	47,000	R2.5.28	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場			千円	20,370	R2.5.28	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
6月家賃			千円	168,300	R2.5.28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
電話料金(湊町)			千円	18,119	R2.6.1	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			千円	27,541	R2.6.1	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
自動車税			千円	45,000	R2.6.4	千葉県自動車税事務所	千葉県千葉市中央区問屋町1-1-1	
社用車保険料			千円	12,110	R2.6.26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所管理費			千円	42,075	R2.6.28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料			千円	22,000	R2.6.30	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
整備費・修理費			千円	617,338	R2.6.30	(有) 峯川モーターズ	船橋市海神町南1-1440-1	
西船橋駐車場			千円	14,000	R2.6.30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場			千円	47,000	R2.6.30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
この頁の小計			千円	1,093,853				
その他の支出			千円	0				
合計			千円	0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2. 6. 30	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312
7月家賃			168,300	R2. 6. 28	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
電話料金(湊町)			18,694	R2. 6. 30	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
携帯通話料			24,782	R2. 6. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
郵送代			27,646	R2. 7. 10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
outlook契約料			215,138	R2. 7. 17	(株)カントー	東京都港区芝公園3-5-26
社用車保険料			12,110	R2. 7. 27	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1
切手代			16,800	R2. 7. 27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1
スマート名簿利用料			22,000	R2. 7. 31	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13
事務所管理費			42,075	R2. 7. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
8月家賃			168,300	R2. 7. 31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2. 7. 31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312
堀江駐車場			47,000	R2. 7. 31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822
この頁の小計			803,585			
その他の支出			0			
合計			0			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万 千 円				
西船橋駐車場		14,000	R2.7.31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
電話料金(湊町)		17,565	R2.7.31	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料		21,954	R2.7.31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
社用車保険料		136,800	R2.8.24	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	
自動車保険		12,110	R2.8.27	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
車修理代		97,944	R2.8.31	(有)峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1	
監査・報告書作成費		110,000	R2.8.31	税理士法人松井会計	船橋市葛飾町2-341-3	
事務所管理費		42,075	R2.8.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
スマート名簿利用料		22,000	R2.8.31	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
西船橋駐車場		14,000	R2.8.31	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
堀江駐車場		47,000	R2.8.31	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
市川ヒルズ駐車場		20,370	R2.8.31	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
9月家賃		168,300	R2.8.31	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
この頁の小計		724,118				
その他の支出		0				
合計		0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
電話料金（湊町）			18,099	R2. 8. 31	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
携帯通話料			23,622	R2. 8. 31	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
社用車保険料			12,110	R2. 9. 28	あいおいニッセイ同和損保（株）	東京都渋谷区恵比寿1-28-1
スマート名簿利用料			22,000	R2. 9. 30	ファストワークス（株）	千葉市中央区市場2-13
事務所管理費			42,075	R2. 9. 30	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502
自動車保険			108,510	R2. 9. 24	三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9
西船橋駐車場			14,000	R2. 9. 30	(株) サンクレスト	船橋市西船1-19-11
堀江駐車場			47,000	R2. 9. 30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2. 9. 30	ミツアオイ（資）	市川市柏井町4-312
10月家賃			168,300	R2. 9. 30	ケイ・ジイ開発（株）	船橋市山野町139-1-502
電話料金（湊町）			18,125	R2. 9. 30	デンワ88 (NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
携帯通話料			22,630	R2. 9. 30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
社用車保険料			12,110	R2. 10. 26	あいおいニッセイ同和損保（株）	東京都渋谷区恵比寿1-28-1
この頁の小計			528,951			
その他の支出			0			
合計			0			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
スマート名簿利用料			22,000	R2.10.30	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費			42,075	R2.10.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
退職者手続き			13,570	R2.10.30	境野真紀社会保険労務士事務所	船橋市葛飾町2-341-3	
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2.10.30	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312	
堀江駐車場			47,000	R2.10.30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822	
西船橋駐車場			14,000	R2.10.30	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11	
11月家賃			168,300	R2.10.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
電話料金(湊町)			18,978	R2.11.2	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
携帯通話料			27,362	R2.11.2	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館	
社用車保険料			12,890	R2.11.26	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
スマート名簿利用料			22,000	R2.11.30	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13	
事務所管理費			42,075	R2.11.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502	
修理代			46,255	R2.11.30	(有)峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1	
この頁の小計			496,875				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
(2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
(3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2.11.30	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312
堀江駐車場			47,000	R2.11.30	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822
西船橋駐車場			14,000	R2.11.30	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11
12月家賃			168,300	R2.11.30	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
電話料金(湊町)			17,568	R2.11.30	デンワ88(NTTファイナンス)	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
携帯通話料			24,100	R2.11.30	ドコモ	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
車検代			57,371	R2.12.25	(有)峯川モータース	船橋市海神町南1-1440-1
スマート名簿利用料			22,000	R2.12.25	ファストワークス(株)	千葉市中央区市場2-13
事務所管理費			42,075	R2.12.25	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
市川ヒルズ駐車場			20,370	R2.12.25	ミツアオイ(資)	市川市柏井町4-312
堀江駐車場			47,000	R2.12.25	堀江 昭子	浦安市高洲5-2-1-822
西船橋駐車場			14,000	R2.12.25	(株)サンクレスト	船橋市西船1-19-11
1月家賃			168,300	R2.12.25	ケイ・ジイ開発(株)	船橋市山野町139-1-502
この頁の小計			662,454			
その他の支出			0			
合計			0			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。  
 なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費(人件費を除く。)の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十 億	百 万	千 円			
社用車保険料			12,890	R2. 12. 28	あいおいニッセイ同和損保(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1
この頁の小計			12,890			
その他の支出			406,757			
合計			6,620,896			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。  
 (2) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。  
 (3) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (4) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (5) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(渉外費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円		
会費			12,000		R2. 1. 11 千葉県豆腐商工組合船橋支部	千葉市美浜区高浜2-2-1
会費			12,000		R2. 1. 28 千葉県美容業環境衛生同業組合船橋支部	船橋市飯山満町2-627
会費			15,000		R2. 2. 1 千葉県豆腐商工組合	千葉市美浜区高浜2-2-1
初穂料			15,000		R2. 2. 3 船橋大神宮社務所	船橋市宮本5-2-1
会費			30,000		R2. 2. 9 自由民主党千葉県市川市第五支部	市川市鬼越2-5-8
会費			15,000		R2. 2. 24 公益社団法人 千葉県食品衛生協会	千葉市中央区長洲1-24-1
会費			20,000		R2. 2. 25 衆議院議員 杉田水脈さんを育てる会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館907号室
会費			30,000		R2. 2. 28 自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13
会費			55,000		R2. 2. 28 小野田 富彌子	船橋市本郷町442-405
会費			96,000		R2. 5. 19 船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階
会費			20,000		R2. 6. 30 一般社団法人千葉県建築士会	千葉市中央区中央4-8-6
葛飾重陽気功の会会費			20,000		R2. 7. 2 西村 明	船橋市二宮2-42-9
会費			15,000		R2. 7. 16 空挺ラグビー後援会	船橋市薬園台3-20-1 第一空挺団第1科広報班
この頁の小計			355,000			
その他の支出			0			
合計			0			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(渉外費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
会費			123,000	R2. 8. 31	船橋中央ライオンズクラブ	船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階
会費			20,000	R2. 9. 1	地域活性化研究会	群馬県前橋市大手町3-9-16
会費			20,000	R2. 9. 3	彩の国自由フォーラム	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館420号室718
会費			20,000	R2. 9. 10	自由民主党千葉県第八選挙区支部	千葉県柏市正連寺373-3
会費			20,000	R2. 9. 14	片山さつき後援会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館402号室
会費			20,000	R2. 9. 14	佐藤正久後援会	東京都新宿区市谷本村町3-20 新盛堂ビル4F
会費			20,000	R2. 9. 23	衆議院議員しげもと護君を育てる会	東京都京都市左京区下鴨区本町9番地補助ビル1F 自由民主党京都府第二選挙区支部内
会費			20,000	R2. 9. 29	拓翔会	東京都千代田区永田町2-2-1 参議院第一議員会館311
会費			20,000	R2. 9. 30	くまだ裕通君と歩む会実行委員会	東京都千代田区永田町2-1-2-508
会費			20,000	R2. 10. 5	自由民主党千葉県参議院選挙区第六支部	千葉県八千代市大和田新田310
会費			20,000	R2. 10. 7	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1105号室
会費			20,000	R2. 10. 15	自由民主党千葉県第六選挙区支部	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館620号室
会費			20,000	R2. 10. 20	参議院議員朝日健太郎と輝く日本をつくる会	東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館620号室
この頁の小計			363,000			
その他の支出			0			
合計			0			

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(渉外費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
会費			20,000	R2.11.2	星野つよしと語る会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第Ⅱ議員会館708
会費			20,000	R2.11.2	河野太郎と21世紀の日本を語る会事務局	神奈川県平塚市八重咲町26-8
会費			20,000	R2.11.4	自由民主党千葉県参議院選挙区第四支部	千葉市中央区市場町2-13
会費			20,000	R2.11.10	社会保障政策懇話会	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館902号室
会費			20,000	R2.11.10	本田太郎政策研究所	京都府宮津市鶴賀2109-19
会費			20,000	R2.11.11	強い福島を創る会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館1111号室
会費			20,000	R2.11.16	至幸会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館315
会費			20,000	R2.11.16	衆議院議員城内実 政経セミナー	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館623
会費			20,000	R2.11.18	安裕会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館705号室
会費			20,000	R2.11.20	衆議院議員金子俊平君と語る会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館913号室
会費			20,000	R2.11.26	高村正大君を囲む会	東京都千代田区永田町2-2-1
会費			20,000	R2.11.29	自由民主党奈良県第一選挙区支部	奈良県奈良市西大寺南町1-3南町ビル3階
会費			20,000	R2.12.1	ほさかやすし君を育てる会事務局	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館908号室
この頁の小計			260,000			
その他の支出			0			
合計			0			

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(渉外費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
会費			20,000	R2.12.2	現代日本研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1105号室	
会費			20,000	R2.12.4	衆議院議員中曾根康隆君の活躍に期待する会	東京都千代田区永田町2-1-2衆議院第二議員会館923号室	
会費			20,000	R2.12.7	政経創造研究会	徳島県板野郡松茂町笹木野宇八北開拓247-1	
会費			20,000	R2.12.14	穴見陽一後援会	大分県大分市大字宮崎867-18	
会費			20,000	R2.12.15	日本みらい研究所	神奈川県横浜市青葉区つつじが丘10-20ラポール若野2F	
会費			20,000	R2.12.17	自由民主党千葉県第九選挙区支部	千葉市若松町360-21	
この頁の小計			120,000				
その他の支出			883,100				
合計			1,981,100				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類) 例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交際費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
食事代			13,805	R2.1.19	鉄板焼 天 銀座8丁目店	東京都中央区銀座8-8-8	
お品代			13,409	R2.1.22	やまや 麴町店	東京都千代田区麴町1-6-2	
お品代			10,776	R2.1.22	やまや 麴町店	東京都千代田区麴町1-6-2	
バレンタインチョコ代			23,342	R2.2.7	(株)エーデルワイス ヴィタメール	東京都千代田区丸の内1-9-1	
交際費			34,661	R2.2.11	餃子酒場 船橋店	船橋市本町4-44-25	
交際費			42,740	R2.2.12	(有)柳寿司	船橋市上山町2-300	
お品代			10,570	R2.2.28	佐藤昭商店	船橋市三咲9丁目1-11	
品代			25,000	R2.3.11	株式会社JR東日本リテールネット	東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス30階	
交際費			13,620	R2.3.11	(有)柳寿司	船橋市夏見台1-13-6	
バスレンタル			61,550	R2.4.3	三山観光バス(株)	千葉県船橋市三山8丁目46-15	
交際費			20,400	R2.6.11	日本料理月村	東京都世田谷区下馬5-7-14-2F	
食事代			156,695	R2.6.29	游玄亭 赤坂店	東京都港区六本木6-1-24 ラビロス六本木5階	
お品代			10,560	R2.6.29	やまや 青山一丁目店	東京都港区赤坂8-4-14	
この頁の小計			437,128				
その他の支出			0				
合計			0				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交際費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
お品代	十億	百万	千	円	R2. 6. 29	洋菓子舗ウエスト	東京都中央区銀座7-3-6	
お品代					R2. 7. 9	東武百貨店 船橋店 グラマシーニューヨーク	船橋市本町7-1-1	
交際費					R2. 7. 11	エノテカ(株)通販サービス	東京都港区南麻布5-14-15アリスガウエストビル	
品代					R2. 7. 14	株式会社 山岡白竹堂	京都府京都市中京区麩屋町通六角上ル白壁町448	
品代(梨ウォーター)					R2. 7. 17	市川市農業協同組合	市川市北方町4-1352-2	
食事代					R2. 7. 20	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
食事代					R2. 8. 5	(有)柳寿司	船橋市夏見台1-13-6	
交際費					R2. 8. 25	船福本店	船橋市本町6-21-1	
飲食代					R2. 9. 4	プレミアムレストラン 東京 金のダイニング 鮎金	東京都中央区銀座5-10-13 東洋ライズビル 1F	
飲食代					R2. 9. 15	京成ホテルミラマーレ	千葉県千葉市中央区本千葉町15-1	
食事代					R2. 9. 30	鉄板焼 天 銀座8丁目店	東京都中央区銀座8-8-8	
交際費					R2. 9. 30	東魁楼本館	船橋市本町4-36-17	
品代					R2. 10. 8	リンツ&シュブルングリージャパン株式会社	東京都港区青山3-13-18	
この頁の小計								277,919
その他の支出								0
合計								0

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)				項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費	4. 宣伝事業費		5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
交際費	十億	百万	千	円	R2. 11. 5	東武百貨店 船橋店	船橋市本町7-1-1	
飲食代					R2. 11. 6	赤坂璃宮 銀座店	東京都中央区銀座6丁目8-7 交詢ビル 5F	
この頁の小計			57	775				
その他の支出			419	484				
合計			1,192	306				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分		(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
			① 組織活動費 ② 選挙関係費 ③ 機関紙誌の発行事業費 ④ 宣伝事業費	⑤ その他の事業費 ⑥ 調査研究費 ⑦ 寄附・交付金 ⑧ その他の経費		(組織対策費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
交際費	十 百 千 円	171,578	R2.9.30	船橋グランドホテル	船橋市本町7-11-1		
この頁の小計		171,578					
その他の支出		0					
合計		171,578					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交通費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
ETC代	十億	百万	千	円	R2. 1. 6	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			24,510		R2. 1. 6	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			109,210		R2. 2. 3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			14,210		R2. 2. 4	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
タクシー代			14,900		R2. 2. 11	西部個人タクシー協同組合	船橋市西船7丁目5-20	
ETC代			77,870		R2. 3. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			43,500		R2. 3. 4	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			115,681		R2. 4. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			28,940		R2. 4. 6	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			38,710		R2. 5. 7	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			123,840		R2. 5. 7	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			86,642		R2. 6. 2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			800,603					
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。  
 (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(交通費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千 円				
ETC代			62,360	R2.7.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			41,070	R2.7.6	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			93,083	R2.8.3	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			76,820	R2.8.4	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			129,310	R2.9.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			54,620	R2.9.4	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			106,010	R2.10.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			50,790	R2.10.5	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			128,861	R2.11.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
ETC代			69,760	R2.11.4	(株)クレディセゾン	豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60	
ETC代			126,540	R2.12.2	トヨタファイナンス	愛知県名古屋市西区牛島町6-1	
この頁の小計			939,224				
その他の支出			578,198				
合計			2,318,025				

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費	5. その他の事業費		(選挙関係費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計		0				
その他の支出		5,170				
合計		5,170				

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝事業費)	
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千	円		
配送代として (2422件)			130,546		R2. 1. 24 (株) ポストウェイ	東京都港区赤坂2-5-4
チラシ代			19,602		R2. 1. 31 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
ホームページ維持管理費			33,000		R2. 1. 31 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
自由民主号外ポスティング費他			924,000		R2. 2. 28 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
自由民主号外印刷費			768,625		R2. 2. 28 (株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32
広告配布代金			636,174		R2. 2. 28 (株) ライナー広告社	松戸市松飛台477
ホームページ維持管理費			33,000		R2. 3. 31 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
チラシ代			11,044		R2. 3. 31 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
広告配布代金			184,800		R2. 3. 31 (株) ライナー広告社	松戸市松飛台477
ホームページ維持管理費			33,000		R2. 4. 28 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
チラシ代			73,183		R2. 4. 28 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
ホームページ管理費、新聞折り込み、ポスティング代			1,535,444		R2. 5. 28 アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7
チラシ代			60,856		R2. 5. 28 (株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6
この頁の小計			4,443,274			
その他の支出						
合計						

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2)政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費	5. その他の事業費 6. 調査研究費 7. 寄附・交付金 8. その他の経費		(宣伝事業費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
きむてつ通信印刷費	十億	百万	千	円	R2.5.28	(株)総合印刷新報社	船橋市高瀬町32	
ホームページ管理費、LINEスタンプ費					R2.6.30	アドユニバース(株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代					R2.6.30	(株)ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6	
業務用レギュラーワッポン					R2.7.31	一栄(株)	愛知県名古屋市中区あし原町245	
チラシ代					R2.7.31	(株)ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6	
ホームページ維持費					R2.7.31	アドユニバース(株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
車両代					R2.8.11	七戸俊治	船橋市三山5-51-15	
タスキ代					R2.8.26	三上旗店	東京都中央区日本橋馬喰町1丁目12-6	
折込・ホームページ維持費					R2.8.31	アドユニバース(株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
きむてつ通信印刷費					R2.8.31	(株)総合印刷新報社	船橋市高瀬町32	
街宣車製作費					R2.8.31	株式会社プラジイ	船橋市旭町3-22-3	
折込・ホームページ維持費					R2.9.30	アドユニバース(株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
活動報告書印刷代					R2.10.2	日本の未来を考える勉強会	東京都千代田区永田町2-1-2 衆議院第二議員会館705号室	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意
- (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
  - (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
  - (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
  - (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
  - (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分		(該当する項目に○) 1. 組織活動費 2. 選挙関係費 3. 機関紙誌の発行事業費 4. 宣伝事業費		項目別区分 小分類		(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入  (宣伝事業費)	
	支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあっては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあっては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
折込・ホームページ維持費	十億	百万	千	円	R2. 10. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
きむてつ通信印刷費					R2. 10. 30	(株) 総合印刷新報社	船橋市高瀬町32	
チラシ代					R2. 10. 30	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6	
折込・ホームページ維持費					R2. 11. 30	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
チラシ代					R2. 11. 30	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6	
ポスター作成費					R2. 11. 30	オールプリント	船橋市海神町3-309-1	
チラシ印刷					R2. 12. 2	ラクスル (株)	東京都品川区上大崎2-2 4-9	
webデザイン代					R2. 12. 11	(株) ゼンリン東海	静岡県駿東郡清水町伏見614-11	
撮影費					R2. 12. 19	森田写真館	千葉県市川市八幡1丁目2-23 ウィスタリア本八幡 1階	
チラシ代					R2. 12. 25	(株) ネットプロテクションズ	東京都千代田区麴町4-2-6	
折込・ホームページ維持費					R2. 12. 25	アドユニバース (株)	千葉市中央区新千葉3-1-7	
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

→ ※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。  
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15-1)

↓ 該当する項目に必ず○をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(2) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に○)			項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類) 例を参考に記入		
		1. 組織活動費	2. 選挙関係費	3. 機関紙誌の発行事業費		4. 宣伝事業費	5. その他の事業費	6. 調査研究費
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考	
寄付金	十 百 千 円	668	500	R2. 6. 30	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556		
この頁の小計		668	500					
その他の支出								
合計		668	500					

※ 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

- 注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、9060000906000コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- ②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

	支出項目	金額	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
	寄付金	668,500	R2.6.30	新時代社会システム研究会	銚子市余山町556	
800	この頁の小計	668,500				
900	合計	668,500				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

**全団体必要**

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分			有 ※注(3)参照		無	備 考
	14	16	88			
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に「✓」を付した資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

**全団体必要**

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 28 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第四選挙区支部

会計責任者の氏名 田草川 勇



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

) (印)


※解散の場合は、解散届も必要となります。

## 政治資金監査報告書

令和 3年 5月 19日

自由民主党千葉県第四選挙区支部

代表 木村 哲也 殿

登録政治資金監査人 松井 元己 

登録番号 第 4833 号

研修修了年月日 平成27年3月19日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第四選挙区支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党千葉県第四選挙区支部の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国會議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国會議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

自由民主党千葉県第四選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党千葉県第四選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上